

登録票
(令和4年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和5年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春1	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	札幌矯正管区 及び 札幌少年鑑別所	札幌少年鑑別所 札幌市東区東苗穂2 ー1ー1ー25 (中央バス「本町2条6 丁目」下車、徒歩3分)	3人程度	3月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2ー5ー5 011-783-3911
春2	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	札幌矯正管区 釧路少年鑑別支所	釧路少年鑑別所 (釧路市弥生1丁目5 ー22)	2人程度	2月下旬の連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2ー5ー5 011-783-3911
春3	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	旭川少年鑑別所	旭川少年鑑別所 北海道旭川市豊岡1 条1丁目3番24号 (旭川1条8丁目バス 乗り場から旭川電気 軌道バス①番線又は ⑦番線に約13分乗 車、豊岡1条1丁目バ ス停下車すぐ)	2人程度	2月中旬の連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2ー5ー5 011-783-3911
春4	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	北海少年院 ・ 紫明女子学院	北海少年院 北海道千歳市大和4 ー746ー10 紫明女子学院 北海道千歳市大和4 ー662ー2 (JR千歳線千歳駅か ら中央バス桜木空港 線10分(北斗ー丁目 バス停降車))	各施設3人ま で	2月上旬から2月 下旬の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生であること。 ・男女の別は問わないが、原則として 男子学生は北海少年院において、女 子学生は紫明女子学院においての実 習を予定している。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2ー5ー5 011-783-3911
春5	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区及び 茨城農芸学院	茨城農芸学院 茨城県牛久市久野町 1722ー1 (JR牛久駅東口からバ ス「牛久大仏・浄苑行 き」に乗りし「農芸学 院」まで20分)	4人程度	2月下旬から3月 月上旬の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2ー1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春6	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 水府学院 (水戸少年鑑別所)	水府学院 (水戸少年鑑別所) 茨城県東茨城郡茨城 町駒渡1084ー1 (常磐線友都駅南口～ 車両20分) ※送迎につき相談可	4人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	◆水府学院主催ですが、1日間は水戸少年 鑑別所で実習を行うコース◆ 1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 2日目、3日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。 ・少人数での体験型実習であるので、 積極的な姿勢を有すること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2ー1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和4年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和5年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春7	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区及び 喜連川少年院	喜連川少年院 栃木県さくら市喜連川 3475-1 (JR東北本線(宇都宮 線)氏家駅から関東交 通バス16分(喜連川本 町バス停降車)から徒 歩20分) ※送迎につき相談可	1人程度	1月から2月の連 続する3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・法務教官のキャリアプラン等の説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等の実地に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春8	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 赤城少年院	赤城少年院 群馬県前橋市上大屋 町60 (上毛電鉄「大胡駅」 から徒歩15分)	3人程度	2月の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春9	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 榛名女子学園	榛名女子学園 群馬県北群馬郡榛東 村新井1027-1 (高崎駅西口から伊香 保温泉行バス若しくは 群馬総社駅(立石)か ら榛名女子学園前ま でバス)	3人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春10	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 八街少年院	八街少年院 千葉県八街市滝台 1766番地 (JR八街駅前ふれあ いバス南コース少年院 入口下車300m徒歩3 分又はJR千葉駅から フラワーバス成東行き 山田局前下車1.7km徒 歩20分) ※JR大網駅までの送 迎については相談可	5人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春11	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 多摩少年院	多摩少年院 東京都八王子市緑町 670 (JR八王子駅南口から タクシーで10分又は 徒歩25分。京王高尾 線山田駅から徒歩5 分)	4人程度	2月又は3月中の 連続する 2日間又は3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・大学生又は大学院生(男性が望ま しい。)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和4年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和5年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春12	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 愛光女子学園	愛光女子学園 東京都狛江市西野川 3-14-26 (京王線調布駅からバ ス10分・小田急線狛 江駅からバス8分(狛 江営業所バス停降 車)、京王線国領駅か ら徒歩20分)	3人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していることが 望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春13	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 久里浜少年院	久里浜少年院 神奈川県横浜須賀市長 瀬3-12-1 (京浜急行線京急久里 浜駅又は浦賀駅から 京浜急行バス「久19」 系統15分(千代ヶ崎 バス停降車))	2人程度	2月20日(月)及 び2月21日(火) (2日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していることが 望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生であ ること。 ・男性のみとする。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春14	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 新潟少年学院	新潟少年学院 新潟県長岡市御山町 117-13 (JR長岡駅(東口バス ターミナル6番)からバ スで15分(少年学院 前))	3人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、心理、福祉等に係る人 間科学又は法学、刑事政策等を専攻 していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春15	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 有明高原寮	有明高原寮 安曇野市穂高有明72 99 (JR大糸線穂高駅から 車で15分) ※送迎につき相談可	3人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していることが 望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春16	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 駿府学園	駿府学園 静岡市葵区内牧118 (静岡駅北口から9番 乗り場静鉄ジャスト ラインバス美和大谷線 安倍口新田バス停下 車徒歩10分)	3人程度	1月又は2月中の 連続した3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していることが 望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春17	少年鑑別所にお ける鑑別の実務 について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 水戸少年鑑別所 (水府学院)	水戸少年鑑別所 (水府学院) 茨城県水戸市新原1 -15-15 (JR線水戸駅北口5 番乗り場から茨城交 通バス20分(新原1丁 目バス停降車徒歩7 分))	4人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	◆水戸少年鑑別所主催ですが、1日間は水 府学院で実習を行うコース◆ 1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・心理検査の受検体験 2日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習 3日目(水戸少年鑑別所) ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席・実施、模擬事例に係る少年簿の作成 体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。 ・少人数での体験型実習であるので、 積極的な姿勢を有すること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和4年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和5年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春18	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 宇都宮少年鑑別所	宇都宮少年鑑別所 栃木県宇都宮市鶴田 町574-1 (宇都宮駅バス乗り場 ⑩43「長坂經由新鹿 沼行き」に乗車し、「三 の沢」で下車し、徒歩 1分)	2人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春19	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 前橋少年鑑別所	前橋少年鑑別所 群馬県前橋市岩神町 4-5-7 (JR前橋駅から公共 バスで約20分)	2人程度	2月下旬から3月 上旬までの連続す る2日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春20	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び さいたま少年鑑別所	さいたま少年鑑別所 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3-16-36 (JR「浦和」から徒歩1 2分、「武蔵浦和」 から徒歩17分)	2人程度(実習 の関係から偶 数名)	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、 模擬事例に係る行動観察票の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会 議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春21	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 千葉少年鑑別所	千葉少年鑑別所 千葉県千葉市稲毛区 天台1-12-9 (千葉都市モノレール 天台駅から徒歩約3 分)	3~4人程度	2月下旬から3月 上旬の連続する 2日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春22	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 東京少年鑑別所	東京少年鑑別所 東京都練馬区氷川台2 -11-7 (有楽町線氷川台駅1 番出口から徒歩10分)	8人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席及び実施、模擬事例に係る少年簿の作 成体験、心理検査の受検体験、判定会議の 見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春23	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 東京西法務少年支援センター	東京西少年鑑別所(東 京西法務少年支援セ ンター) 東京都昭島市もくせい の杜2-1-1 (JR青梅線東中神駅 から徒歩約20分)	6人程度	2月又は3月中の 連続する3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和4年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和5年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春24	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 横浜少年鑑別所	横浜少年鑑別所 神奈川県横浜市港南区港南4-2-1 (市営地下鉄ブルーライン港南中央駅下車徒歩5分)	4人(ただし、実施期間における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、人数を制限することも検討する。)	2月上旬から3月 第1週頃までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(矯正心理専門職区分)を受験予定であること。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春25	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 新潟少年鑑別所	新潟少年鑑別所 新潟県新潟市中央区川岸町1-53-2 (JR越後線「白山」駅から徒歩5分)	4人程度	2月15日(水)～2月17日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春26	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 甲府少年鑑別所	甲府少年鑑別所 山梨県甲府市大津町2075-1 (JR甲府駅からバスもしくはタクシーで約30分) ※JR甲府駅からの送迎につき相談可	2人程度	2月から3月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に関する説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春27	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 長野少年鑑別所	長野少年鑑別所 長野県長野市三輪5-46-14 (長野電鉄善光寺下駅から徒歩約10分)	3人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春28	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 静岡少年鑑別所	静岡少年鑑別所 静岡市駿河区小鹿2丁目27番7号 (静岡駅南口から小鹿営業所行きバス約15分(競輪場前バス停降車))	2人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春29	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 湖南学院	湖南学院 石川県金沢市上中町011-1 (北鉄バス東部車庫停留所から徒歩15分) ※送迎につき相談可	4人程度	3月1日(水)から3月31日(金)までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましい。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市長区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961

登録票
(令和4年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和5年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春30	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 瀬戸少年院	瀬戸少年院 愛知県瀬戸市 東山町14 名鉄瀬戸線 「水野駅」下車徒歩約 18分	5人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していることが 望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春31	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 愛知少年院	愛知少年院 愛知県豊田市浄水町 原山1番地 (名鉄豊田線浄水駅か ら徒歩10分)	4人程度	2月又は3月の連 続する3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していることが 望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春32	少年鑑別所にお ける鑑別の実務 について (法務技官 (心理)区分)	名古屋矯正管区 及び 金沢少年鑑別所	金沢少年鑑別所 石川県金沢市小立野 5-2-14 (JR金沢駅から北鉄 バスで約20分小立野 バス停降車)	3人程度	2月1日から同月 末日までの間の連 続する3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続にかかる見学実習(模擬面接 の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成、心 理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会 議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春33	少年鑑別所にお ける鑑別の実務 について (法務技官 (心理)区分)	名古屋矯正管区 及び 名古屋少年鑑別所	名古屋少年鑑別所 名古屋市千種区北千 種1-6-6 (地下鉄東山線「今池 駅」2番出口から徒歩 25分、市営バス「古出 来町」バス停降車(徒 歩5分))	3人程度	2月頃の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、心理検査の受検体験、模擬事例に係 る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春34	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	大阪矯正管区 及び 浪速少年院	浪速少年院 大阪府茨木市郡山1 -10-17 (JR茨木駅西口7、8、 9番バス乗り場から阪 急バス、都バス停下車 後徒歩10分)	3人程度	3月中 (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉、心理等に係る人 間科学又は刑事政策等を専攻してい ることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春35	少年院における 矯正教育の実務 について	大阪矯正管区 及び 交野女子学院	交野女子学院 大阪府交野市群津2 -45-1 (京阪交野線郡津駅か ら徒歩15分)	4人程度	3月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能なものに限 る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(女性に限る) であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票
(令和4年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和5年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春36	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	大阪矯正管区 及び 和泉学園・泉南学寮	和泉学園・泉南学寮 阪南市貝掛1096 (南海本線箱作駅から 徒歩15分)	4人程度	2月中旬以降の連 続する3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育学、社会学、福祉等に係る人間 科学又は刑事政策等を専攻している ことが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春37	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	大阪矯正管区、 加古川学園 及び 播磨学園	加古川学園又は播磨 学園 兵庫県加古川市八幡 町宗佐544 (JR加古川線厄神駅 から徒歩約45分) ※送迎につき相談可	3人程度	2月中旬から3月 中旬までの連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春38	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	大阪矯正管区 及び 奈良少年院	奈良少年院 奈良県奈良市秋篠町 1122 (近鉄大和西大寺駅下 車、バスで15分程度)	3人程度	2月下旬から3月 月上旬の連続する 3日間	応募は全期間で 実習可能な者に限 る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導、行事等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春39	少年鑑別所にお ける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 大阪少年鑑別所	大阪少年鑑別所 大阪府堺市堺区田出 井町8-30 (JR阪和線堺市駅か ら徒歩15分)	5人程度	①2月1日(水)～ 2月3日(金)の3 日間 ②2月15日(水) ～2月17日(金) の3日間の いずれか	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春40	少年鑑別所にお ける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 神戸少年鑑別所	神戸少年鑑別所 神戸市兵庫区下祇園 町40-7 (神戸市営バス「家庭 裁判所前」徒歩2分)	3人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春41	少年鑑別所にお ける鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 奈良少年鑑別所	奈良少年鑑別所 奈良市般若寺町3番 地(近鉄奈良駅5番出 口、奈良交通バス6分 (般若寺バス停降車) 徒歩5分)	2人程度	2月中の連続する 2日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票
(令和4年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和5年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春42	少年鑑別所における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 和歌山少年鑑別所	和歌山少年鑑別所 和歌山市元町奉行丁 2丁目1番地 (JR和歌山駅西口から 徒歩20分)	2人程度	2月中の連続する 2日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、心理検査の受検体験、模擬事例に係 る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春43	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	広島矯正管区 及び 広島少年院 貴船原少女苑	広島少年院 広島県東広島市八本 松町原11174-31 貴船原少女苑 広島県東広島市八本 松町原6088 (山陽本線八本松駅か らタクシーで15分) ※送迎につき相談可	5人程度	1月から3月上旬 までの連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実施部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
春44	少年鑑別所にお ける鑑別の実務 について (法務技官 (心理)区分)	広島矯正管区 及び 松江少年鑑別所	松江少年鑑別所: 島根 県松江市内中原町19 5番地 (JR松江駅バス停「ぐ るっと松江レイクラ イン」乗車、「小泉八雲 記念館前」下車徒歩5 分)	4人程度	1月から3月下旬 までの連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
春45	少年鑑別所にお ける鑑別の実務 について (法務技官 (心理)区分)	広島矯正管区 及び 山口少年鑑別所	山口少年鑑別所 山口市中央4丁目7- 5 (JR山口駅から徒歩2 0分又は同駅から湯田 温泉方面行きバスに 乗車「商工会館前」下 車徒歩5分)	3人程度	1月から3月中旬 までの連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
春46	少年院における 矯正教育の実務 について	丸亀少女の家	丸亀少女の家 香川県丸亀市中津町 28 (JR予讃線讃岐塩屋 駅から徒歩20分)	3人程度	2月上旬頃の連続 する3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春47	少年院における 矯正教育の実務 について (法務教官区分)	四国少年院	四国少年院 香川県善通寺市善通 寺町2020 (JR善通寺駅から徒 歩約20分)	3人程度	2月20日(月)～ 2月22日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(性別は問わ ない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455

登録票
(令和4年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和5年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春48	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	徳島少年鑑別所	徳島少年鑑別所 徳島県徳島市助任本町5丁目40番地 (市バス「助任本町5丁目」又は徳島バス「助任本町」下車徒歩約2分)	3人程度	2月中旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿及び鑑別結果通知書の作成体験、行動観察体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春49	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡矯正管区 及び 大分少年院	大分少年院 大分県豊後大野市三重町赤嶺2721 (JR豊後本線 三重町駅下車)	3人程度	3月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
春50	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡矯正管区 及び 沖縄女子学園	沖縄女子学園 沖縄県糸満市字真栄平1300番地 (仲座入口バス停から徒歩15分、那覇空港から車で40分)	3人程度	2月中旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習 ・実習の一部は沖縄少年院において実施予定	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
春51	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 小倉少年鑑別支所	小倉少年鑑別支所 北九州市小倉南区葉山町1-1-7 (北九州モノレール競馬場前駅から徒歩15分)	2人程度	2月15日(水)～ 2月17日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
春52	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 長崎少年鑑別所	長崎少年鑑別所 長崎市橋口町4-3 (路面電車「平和公園」電停下車徒歩10分 県営バス「浦上天主堂」下車徒歩3分)	3人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137